

## 8 学校給食の物資管理

### 8-1 物資の購入・管理

#### (1) 食品の選定

おいしく、安全な給食を提供するためには使用する食品の選定も重要です。衛生面等に配慮しながら、物資選定委員会などにおいて購入する物資を選定します。

#### (2) 物資の購入

物資の購入に当たっては、納入業者と契約を締結しておくことが望ましいです。

決められた給食費の範囲で、より充実した食事内容とするためには、物資の発注・購入方法等が適切であるか否かが大きく影響してきます。

給食物資の購入は規格を明確にし、廃棄率を考慮して算出した量を発注します。また、できるだけ、市町村内産や県内産の農産物を指定して購入します。

#### <購入量の算出>

決定された献立に基づいた食材料の購入量を適切に算出します。

まず、1人1回当たりの純使用量を決定し、それに、その食品の廃棄量を加えて算出。

$$\frac{\text{一人当たり正味重量}}{100 - \text{廃棄率}} \times 100 = \text{1人1回あたりの購入量}$$

《例》廃棄率10%のじゃがいもを正味45g摂取するために、皮付きのじゃがいもをどれくらい購入したらよいか？

$$\frac{45}{100 - 10} \times 100 = 50 \quad \dots 50\text{g購入する}$$

廃棄率は「日本食品標準成分表」に示された各食品の廃棄量に基づくことが原則です。

なお、下処理や調理によって、目減りや膨張する食品もみられるので、その性質を十分知っておくことが大切です。特に、野菜は季節によって廃棄率に差がある場合が多く、価格・産地・調理技術によっても差が生じる場合があるので、過去のデータなどを参考にし、算出する必要があります。

また、食品破損数なども考慮して、過不足の生じないように注意します。

#### (3) 物資の検収

物資の検収は、食品の安全衛生と数量・規格の確認等の面から行います。納品時には注文書と納品書の照合を必ず行い、適正に食材料が納品されているかを確認します。

(4) 購入した物資の管理

ア 在庫管理

在庫管理を適正に行うため、食品ごと（調味料を含む）に「受入れ、払出し」を物資受払い台帳等に記録することで、在庫量を把握することができます。

また、食品別に記載しておくことで1ヶ月当たりの使用量が把握でき、これを1ヶ月の総延人員で除すと1人1日当たりの平均摂取量が算出できて、栄養評価に役立ちます。

イ 品質管理

購入した食品は衛生的に保管して品質を管理するとともに、調理に使用する前には異常の有無を必ず確認します。

8-2 米穀等の物資管理

学校給食で使用している米穀、小麦粉は、過去に国の財政的援助を受けて供給されていましたが、現在は国の関与が廃止され、教育委員会等が個別に購入先を決定しており、最近では、地産地消の観点から地元産の米や小麦粉を使用する場合も増えてきています。

なお、(公財)長野県学校給食会から米穀、小麦粉、脱脂粉乳の供給を受けている場合は、以下の事務処理が必要になります。

牛乳については、ほとんどの学校が、長野県学校給食用牛乳供給事業に基づき供給を受けています。

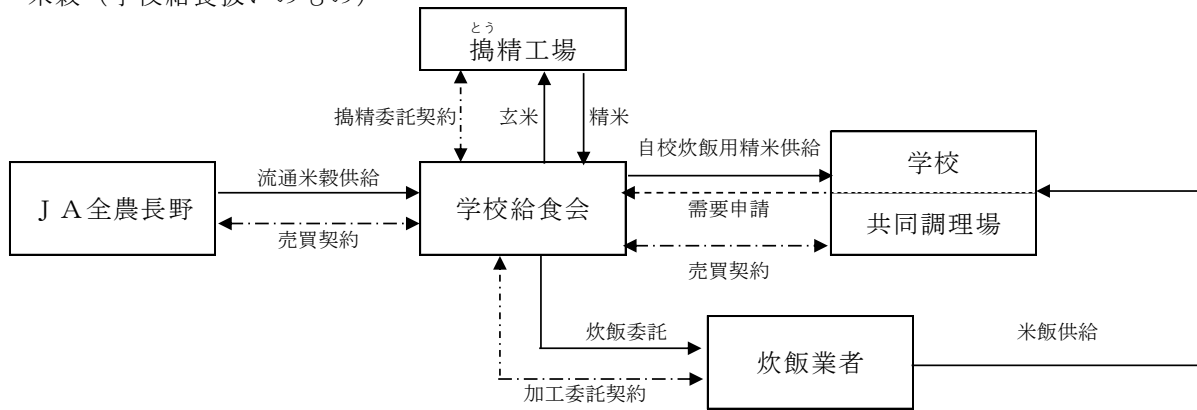
区分	米	小麦粉製品	脱脂粉乳	牛乳
		(公財)長野県学校給食会扱いのもの		
事務処理	①学校給食会へ需要申請 ②学校給食会と売買契約 ③委託炊飯の場合は、炊飯業者から米飯を供給 (自校炊飯は直接精米が供給される)	①学校給食会へ需要申請 ②学校給食会と小麦粉製品及び脱脂粉乳を合わせて売買契約 ③加工委託工場からパン、めん(原料に脱脂粉乳含む)を供給 ④調理用の脱脂粉乳は、学校給食会から直接供給		①県教育委員会へ市町村(組合)経由で、牛乳需要見込量を報告※ ②県教育委員会から牛乳価格、業者等が通知される ③各学校長は、供給業者と学校給食用牛乳供給契約を締結 ④供給業者から牛乳を供給 ※前年度10月頃、県教育委員会保健厚生課の通知による。 価格に反映されるため、なるべく正確に報告すること。
需要申請	区分	需要期間	提出期限	
	年間計画分	年間	前年度1月16日	
	第1期分	4~7月分	1月16日	
	第2期分	8~11月分	5月16日	
	第3期分	12~3月分	9月16日	

● 学校給食の物資管理

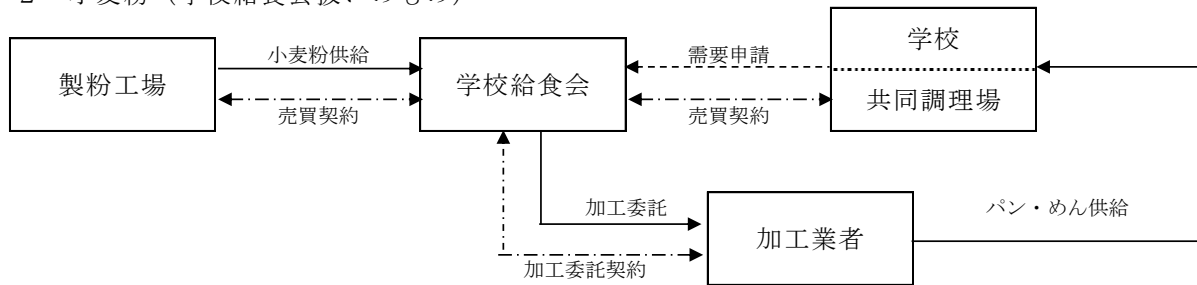
留意事項			<p>契約の際、牛乳の取り消し 変更可能日・方法・費用負担 等について、必ず納入業者と 確認をすること。</p> <p>【参考法令】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・長野県学校給食用牛乳供給 事業実施要綱</li><li>・長野県学校給食用牛乳供給 実施方針</li><li>・長野県学校給食用牛乳供給 事業に係る供給価格等決定 要領</li></ul>
------	--	--	--

<学校給食用物資の流れ>

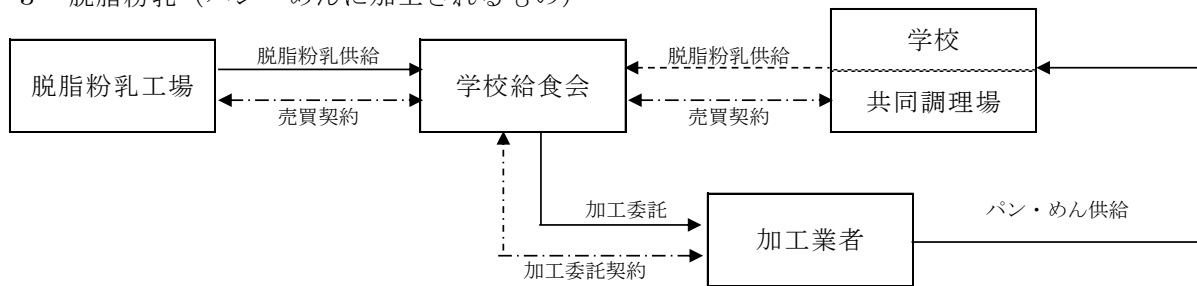
1 米穀（学校給食扱いのもの）



2 小麦粉（学校給食会扱いのもの）



3 脱脂粉乳（パン・めんに加工されるもの）



4 牛乳（長野県学校給食用牛乳供給事業扱いのもの）

